外来感染対策向上加算に係る院内掲示

令和８年６月
ののはなクリニック

感染防止対策の取り組みについて

1. 指定医療機関

当院は神奈川県から第二種協定指定医療機関の指定を受けています。

2. 発熱患者対応

これまでの受診歴の有無にかかわらず診療いたします。

3. 動線分離

非感染性受診者と感染性受診者の待機場を分離し、必要に応じて隔離診察をします。空間的分離が困難な場合は、来院時間の指定による時間的分離をお願いする場合があります。

4. 感染管理体制

院内感染対策指針を策定して全職員で院内感染対策の徹底に努めています。
また、院長は院内感染管理者として提携機関への感染対策研修に参加し、当院職員に対して感染対策指導を行っています。

5. 抗菌薬の適正使用

厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則って診療しています。